

別紙第 3

勸 告

次の事項を実現するため、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号。以下「警察職員給与条例」という。）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号。以下「任期付研究員条例」という。）、福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号。以下「任期付職員条例」という。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年福岡県条例第42号。以下「給特条例」という。）を改正することを勧告する。

1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

(1) 給料表

- ア 現行の給料表を別表第 1 のとおり改定すること。
- イ 教育職給料表（二）又は教育職給料表（三）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級又は 4 級である教育職員の給料月額、それぞれの表の額に次の表の給料表及び職務の級の区分に応じた加算額を加えた額とすること。

給料表	職務の級	加算額
教育職給料表（二）	3 級	1 1, 5 0 0 円
	4 級	3, 8 0 0 円
教育職給料表（三）	3 級	1 1, 5 0 0 円
	4 級	4, 0 0 0 円

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

- (ア) 医師職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を 312,200 円とすること。

- (イ) 行政職給料表の適用を受ける獣医師に対する支給月額を 62,300 円とし、特定獣医師職給料表の適用を受ける獣医師及び研究職給料表の適用を受ける獣医師に対する支給月額の限度を 47,800 円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 期末手当

a b 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分（特定管理職員にあつては、それぞれ 1.0625 月分）とすること。

b 定年前再任用短時間勤務職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.7125 月分（特定管理職員にあつては、それぞれ 0.6125 月分）とすること。

(イ) 勤勉手当

a b 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分（特定管理職員にあつては、それぞれ 1.2625 月分）とすること。

b 定年前再任用短時間勤務職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.5125 月分（特定管理職員にあつては、それぞれ 0.6125 月分）とすること。

ウ 通勤手当について

- (ア) 交通用具使用者に対する通勤手当の額を、次に掲げる自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。

a 10 キロメートル以上 30 キロメートル未満 7,600 円に 10 キロメートル以上の距離 2 キロメートルにつき 1,200 円を加算した額

b 30 キロメートル以上 60 キロメートル未満 19,700 円に 30 キロメートル以上の距離 2 キロメートルにつき 1,300 円を加算した額

c 60 キロメートル以上 39,300 円に 60 キロメートル以上の距離 2 キロメートルにつき 1,400 円を加算した額

- (イ) 交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000 円を超えない範囲内で 1 か月当たりの料金に相当する額として

人事委員会規則で定める額を支給すること。

エ 宿日直手当について

(ア) 勤務 1 回に係る支給額を、医師又は歯科医師の宿日直勤務は 22,500 円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は 7,700 円、それ以外の宿日直勤務は 5,600 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 33,750 円、11,550 円、8,400 円、勤務時間が 5 時間未満の場合にあっては、それぞれ 11,250 円、3,850 円、2,800 円）とすること。

(イ) 勤務 1 回に係る支給額の限度を、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務及び人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は 7,700 円、それ以外の宿日直勤務は 5,600 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 11,550 円、8,400 円、勤務時間が 5 時間未満の場合にあっては、それぞれ 3,850 円、2,800 円）とすること。

オ 特勤勤務手当等について

(ア) 特勤勤務手当と地域手当の減額調整を廃止すること。

(イ) 新たに給料表の適用を受ける職員となり特勤公署又は準特勤公署に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特勤勤務手当に準ずる手当を支給すること。

2 任期付研究員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.75 月分とすること。

3 任期付職員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第 3 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とすること。

イ 勤勉手当

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

4 給特条例の改正

教職調整額の支給割合を100分の10とすること。ただし、令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における教職調整額の支給割合は次の表のとおりとすること。

期 間	支給割合
令和8年1月1日～令和8年12月31日	100分の5
令和9年1月1日～令和9年12月31日	100分の6
令和10年1月1日～令和10年12月31日	100分の7
令和11年1月1日～令和11年12月31日	100分の8
令和12年1月1日～令和12年12月31日	100分の9

5 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(1)のイ及び4については、令和8年1月1日から、1の(2)のウの(イ)については、令和8年4月1日から実施すること。